

越谷市自治基本条例推進会議の件（意見）

2020年11月30日

1. 運用状況を「確認」するための指標の扱い

・運用状況を確認するための膨大な「指標」を推進会議で総括的に示されても、令和2年度越谷市自治基本条例推進会議 第2回会議では、ほとんど議論はできませんでした。特に「確認」というワードが不明で、それが会議の役割なのか。会議は行政評価が目的ではなく、不明瞭な確認になります。再考してほしいです。

・むしろこの行政指標については、広報こしがやに定期的に掲載し、広く市民の皆さんに、これこそ「情報共有」すべきかと思います。非常に重要な指標であり、この越谷市自治基本条例推進会議の場のみで披瀝するものではないと思います。

・運用状況の確認は総括的に提示するのではなく、越谷市自治基本条例との関係で、協働・参加・情報共有面でも、特に①新しい動きがあったもの、②指標そのものが実効面で危ぶまれるもの、③重要と考えられる指標、それらを抽出提示し、条例との実効性との関係に絞り、議論すべきです。行政指標をこの場で形式的に追認することにどういう意味があるのか。会議の役割ではないと思います。

（理由）

指標は広範にわたり行政側が本来職務として実施するものであり、この条例との因果関係は全くないです。執行施策は結果として基本条例の協働・参加・情報共有に効果があったとしか、言えないです。また、経年の数字を示しているが、伸びていたとしても、目標が示されていないので、十分なのか、不十分なのか判読できません。

2. 普及・啓発、アンケート調査について

条例についての認知度向上について、一義的には大事であり、目標にあげることは良いことだと思います。しかし、現在のアンケート調査では不十分です。認知度という意味は広範囲にわたる概念だと思います。そのため、アンケート調査については、専門家に相談し「独立実施」も視野に入れたほうが良いです。目的を明示し、項目や仕方を十分に検討して実施すべきではないでしょうか。中途半端な実施になっています。また、独立して調査を実施することは、自体が市民への条例の普及・促進になり、非常に効果があると思います。

【アンケートの項目】

認知度として知っているか否かの度合い、知った媒体やあるべき普及啓発方法を「市政世論調査」の中で実施していますが、項目は、不十分です。自治基本条例の啓発方法については、①広報、②ホームページ、③パンフレット配布、④ポスター掲示という順で回答されたが、予想通りであり、住民から見たらどのようなアイテムでも同じ回答が来ると考えられます。市の政策の裏付けととられます。項目の工夫が必要です。

【アンケート調査の意図】

目的や意図を示すことが大事です。普及・啓発について聞く場合は、市民のどういう状態や姿が普及促進された状態と考えているのか。何故、普及促進しないといけないのか。その意図や思いを示して行うべきです。PRになります。

あるべき姿や目標がないまま単純に「知っているか」調査をしているのは市民に失礼にあたり、回答も自ずとありふれたものになります。

【認知の次にあるものは】

名前は知っている、聞いたことがあるというレベルのみを調査するのではなく、市民が中身や趣旨を理解すること、具体的に、条例がなかったらどういう不利益を被るのか、この条例により市民からみたととき、地方自治にどういう恩恵をもたらしたのかを、市民に存在理由を理解していただくことが本来目的とすべきと思います。そして、認知の後、市民の行動が変容し、地域の公的事項への関与、サービス（行政）の一部の担い手の存在となっていくのか。認知の目標とともにその次の街の姿の提示が必要です。如何でしょうか。

【急落数字の持つ意味】

アンケート調査の結果、認知度である「知っている：令和元年度 5%」は、減少傾向にあります。この件についての考察が不明です。伸びるのか、停滞するものかです。「聞いたことがある」の 30 年度 27.4%から令和元年度の 20.7%に急落した数字から導き出されること、分析が必要かと思いますが、このアンケート調査の質問（年齢や媒体）のみでは、すべて考察が難しいと思います。

3. 実効性の確保（第 7 章）と推進会議について

「自治基本条例が、適正に運用されているか、その役割を十分に果たしているか、この条例に基づいた市民、議会、市長等がそれぞれの役割をしっかりと果たしているという実効性を検証する。そのための付属機関として推進会議がある。」（手引きより引用）という建付けになっているのであれば、大掛かりな準備と検証体制の構築が必要です。私は、条例の存在理由は、成立過程からも明らかに現状の法体系の追認としてあること、また、罰則規定もなく、憲法や地方自治法に包含される中身で基本理念や基本原則を示していることから、越谷市自治基本条例推進会議は、実効性に対して特段の事情がない限り、危惧すべき状況がない限り、大掛かりな検証は必要ないと考えます。条例の濫用に対しての監視機能、いわば安全弁の役割りではないかと考えます。如何でしょうか。したがって、あまり無理せず、会議を推進して行ってほしいと思います。

【意見の背景】

自治の主体が住民で、住民が行財政運営に参加する権利の明示や住民、首長、自治体職員、議会、議員等が自治体の行財政運営に関するに際し果たすべき基本的な責務を定め、広範囲かつ多様な住民の参加を前提として遂行される自治体の行財政運営の骨格を示

していくことが自治基本条例の主たる内容です。全国の400自治体で設置された条例もほとんど同じ組み立てです。この性質上、普及や啓発には限界があります。そもそも、基本的なことを述べただけで具体性の無い条例で、どこにも、説明しづらいからです。仮に説明するのであれば、具体的な事例として NPO や市民活動、パブコメや審議会等への参加した市民の声を広く示すことです。協働の事例、参加の事例を語ってもらうことです。11年前、越谷市も他市に習いで制定されたもので、魂は入ってないと思います。越谷市の独自性もありません。当時、越谷市議会でも積極的に反対する力が弱かったのか、初回の議会で何故一度否決されたのか。真意は不明です。

いずれにしても、正面から向かい合えば合うほど今後の本推進会議の議題に息詰まってしまいます。元々、無理のある推進会議です。役割も条例が、独り歩きしないため、間違った方向に運用されないための、監視機能がメインで設置されたと理解しています。それだけだと、芸がないので、普及、啓発を推進会議の役割に付加しています。要は、自治体にしてみれば、後付の条例なので、それがなくても問題ないし、それを引き合いにだして、住民に示し眼を輝かせ、ここで新たに審議をする類いではないと感じます。各部局から取ってきた指標を条例にある、協働、参加、さらに、情報共有、市政運営と紐付けて、引き合いに出すのは、望ましくないと思います。因果関係は少なく、条例が無くても、政策は進められますし、推進すべき内容です。

以上